

○伊那市公共工事前金払事務処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び伊那市財務規則（平成28年伊那市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事（設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造を含む。以下「工事」という。）又は測量で、1件の契約金額が50万円以上のものとする。

(前払金の額)

第3条 前払金の額は、工事にあつては当該工事の契約金額の10分の4（設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造にあつては10分の3）、測量にあつては当該測量の契約金額の10分の3に相当する金額を越えないものとする。

- 2 前金払をした後に契約金額を増額した場合は、前項の規定を適用する。
- 3 前金払をした後に契約金額を減額した場合は、前金で支払った金額を越えない範囲内において、減額後の契約金額の10分の5に相当する金額に達するまでは、これを前金で支払う金額として認めることができる。
- 4 前3項の規定により計算した前払金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象)

第4条 中間前金払の対象となる工事は、前2条の規定により前金払をした工事（設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造及び測量を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工事工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事において、規則第136条に規定する部分払の請求がされていないこと。

(中間前払金の額)

第5条 中間前払金の額は、当該工事の契約金額の10分の2以内に相当する金額を越えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、中間前払金の額は、契約金額の10分の6に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を越えないものとする。

3 前2項の規定により計算した中間前払金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の認定請求等)

第6条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、中間前金払認定請求書が提出されたときは、その内容を審査し、第4条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、速やかに中間前金払認定書(様式第2号)を受注者に交付するものとする。

(使途の制限)

第7条 前払金は、当該前金払いに係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

(前金払等の明示)

第8条 前金払等の対象となる工事は、規則第104条の規定による入札の公告又は規則第115条の規定による指名の通知において、その旨を明示するものとする。

(前金払等に関する特約)

第9条 前金払等の対象となる工事に係る契約には、前金払等に関する事項を特約として付するものとする。

(請求及び支払)

第10条 前払金及び中間前払金の支払を受けようとする受注者は、前払金(中間前払金)請求書(様式第3号)に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 保証証書の寄託を受ける場合においては、保証証書預り証(様式第4号)を受注者に発行するものとする。

3 保証証書は、当該工事等の契約が完了し、当該工事等の受注者の債務が完済された後において、保証書預り証と引換に当該受注者に返還するものとする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。